

トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会

(新) 委 員 名 簿

(敬称略)

近 藤 修 司	株式会社四画面思考研究所代表取締役
普 赤 清 幸	石川県商工会議所連合会専務理事
橋 本 政 人	一般社団法人石川県経営者協会専務理事
中 村 明	石川県中小企業団体中央会専務理事
吉 田 幸 浩	全国農業協同組合連合会石川県本部管理部長
久々湊 尚 純	カナカン株式会社物流システム部部长
<u>北 野 浩 司</u>	<u>津田駒工業株式会社取締役管理部門統括</u>
杉 浦 直 人	石川県交通運輸産業労働組合協議会議長
久 安 常 信	一般社団法人石川県トラック協会会長
山 田 秀 一	北陸貨物運輸株式会社代表取締役
小 前 田 彰	小前田運輸株式会社取締役会長
溝 口 道 晴	日本通運株式会社北陸支店支店長
長 嶋 政 弘	厚生労働省石川労働局長
平 井 隆 志	国土交通省北陸信越運輸局長

(オブザーバー)

北陸農政局経営・事業支援部食品企業課

トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会

(旧) 委 員 名 簿

(敬称略)

近 藤 修 司	株式会社四画面思考研究所代表取締役
普 赤 清 幸	石川県商工会議所連合会専務理事
橋 本 政 人	一般社団法人石川県経営者協会専務理事
中 村 明	石川県中小企業団体中央会専務理事
吉 田 幸 浩	全国農業協同組合連合会石川県本部管理部長
久々湊 尚 純	カナカン株式会社物流システム部部长
松 任 宏 幸	津田駒工業株式会社常務取締役総務部長
杉 浦 直 人	石川県交通運輸産業労働組合協議会議長
久 安 常 信	一般社団法人石川県トラック協会長
山 田 秀 一	北陸貨物運輸株式会社代表取締役
小 前 田 彰	小前田運輸株式会社取締役会長
溝 口 道 晴	日本通運株式会社北陸支店支店長
長 嶋 政 弘	厚生労働省石川労働局長
平 井 隆 志	国土交通省北陸信越運輸局長

(オブザーバー)

北陸農政局経営・事業支援部食品企業課

# 令和4年度における石川県地方協議会の取り組み

## ○荷主団体へ取引環境改善に向けた要請行動

実施日 : 令和4年12月2日(金)

要請先 : 一般社団法人石川県経営者協会、石川県商工会議所連合会、  
石川県商工会連合会、石川県中小企業団体中央会

【概要】 トラック運送事業の健全な運営を確保し、物流機能が滞ることのないようにするために、①自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の見直しに関するご理解とご協力について、②標準的な運賃の告示制度のご理解とご協力について、③異常気象時下における輸送に関するご理解とご協力について、下記リーフレットを活用し、傘下会員への周知等いただくよう要請した。また、昨今の燃料価格上昇についても言及し、適正な運賃収受の重要性について荷主企業への理解を求めた。(P2、3の資料を手交)



石川県経営者協会 高松会長(左)  
協議会事務局(右)



石川県商工会議所連合会  
普赤専務理事(右)  
協議会事務局(左)



石川県中小企業団体中央会  
中村専務理事(左)  
協議会事務局(右)



石川県商工会連合会  
尾崎専務理事(左)  
協議会事務局(右)

# 令和4年度における石川県地方協議会の取り組み

令和4年12月2日

一般社団法人石川県経営者協会会長  
高松 喜与志 殿

〔トラック輸送における取引環境・労働時間改善〕  
石川県地方協議会事務局

国土交通省北陸信越運輸局石川運輸支局長  
猿谷 克幸

厚生労働省石川労働局長  
長嶋 政弘

一般社団法人石川県トラック協会会長  
久安 常信

トラック運送事業者のコンプライアンス確保に向けたご理解とご協力へのお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

トラック運送事業は、我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能であり、平時における運送のみならず、災害時における緊急支援物資の運送を担うなど、我が国の経済と地域の暮らしを支えるライフラインとして、公共性の高い極めて重要な役割を果たしております。トラック運送事業の健全な運営を確保し、物流機能が滞ることのないようにするために、以下についてご理解ご協力をお願い申し上げます。

## 1. 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の見直しに関するご理解とご協力について

自動車運転の業務については、働き方改革関連法に基づき、令和6年度から年間960時間の時間外労働の上限規制が適用されますが、それに合わせて令和4年12月を目途に自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下、「改善基準告示」といいます。）が改正され、周知期間を設けた後、令和6年度から施行される予定です。

トラック運転者の長時間労働を改善するためには、トラック運送事業者のみならず、荷主企業のご配慮も不可欠であることから、改善基準告示の改正内容について運送業務の発注担当者にもご理解をいただき、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう、傘下会員への周知等にご協力いただきますようお願い申し上げます。

## 2. 標準的な運賃の告示制度のご理解とご協力について

自動車運転の業務については、働き方改革関連法に基づき、令和6年度から年間960時間の時間外労働の上限規制が適用されることとなりますが、トラック運送事業

者における運転者の労働環境は、他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり運転者不足が大きな課題となっています。

こうした状況を踏まえ、トラック運送事業者の適正な運賃收受の下支えとなる環境を整備することにより、トラック運転者の労働条件を改善し、安定的かつ持続的な物流を確保するため、「貨物自動車運送事業法」が改正され、国土交通大臣が適正な運賃水準を標準的な運賃として令和2年4月24日に告示したところです。

つきましては、物流機能の維持とトラック運送事業者の働き方改革・コンプライアンス確保に向けて当該告示の趣旨についてご理解いただき、別添リーフレットを傘下会員への周知等にご活用いただきますようお願い申し上げます。

## 3. 異常気象時における輸送に関するご理解とご協力について

近年、大雪により、関越道及び北陸道で大型車両が長時間にわたり滞留する事案や強風により車両が横転する事故が発生しています。

このような場合には、運転者の生命や身体が害されるおそれがあることはもとより、当初の運行計画が崩れることにより、物流全体の効率性が損なわれ、持続的な物流機能にも影響を生じるおそれがあります。

国土交通省では、令和2年2月に台風等の異常気象時における輸送の在り方の目安を定めておりますが、異常気象時において、輸送の安全の確保が困難な状況下での輸送依頼の抑制にご理解をいただくとともに、無理な輸送の強要を行わないよう、傘下会員への周知等にご協力いただきますようお願い申し上げます。



# 令和4年度における石川県地方協議会の取り組み

荷主の皆様へ

安定した輸送力を確保するため、「標準的な運賃」にご理解ください。

新型コロナウイルス感染が拡大するなかでも、経済活動を止めないため、トラックドライバーは日夜頑張っています。  
しかしながら、少子高齢化や労働環境の厳しさをゆえに複数的なドライバー不足に陥ってあります。  
こうした状況を打開するため、国土交通省は貨物自動車運送事業法に基づき、令和2年4月、「標準的な運賃」を告示しました。トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。  
持続可能な物流を実現するため、荷主の皆様、「標準的な運賃」の趣旨にご理解いただき、ご協力くださいますよう、お願いいたします。



■ 標準的な運賃は、左の二次元コードからご覧いただけます。  
■ 「トラック 標準的な運賃」で検索して下さい。

一般社団法人 石川県トラック協会

北陸信越運輸局 石川運輸支局

## トラック運送事業者のみなさまへ 発着荷主のみなさまへ

### トラック運転者の長時間労働改善 特別相談センター

トラック運転者の長時間労働の改善に向けて、労務管理上の改善、荷主と運送事業者の協力による作業環境の改善等を図るためのご相談を無料でお受けします。

ドライバーの時間外労働の上限規制、何から手を付けたらいいの？

荷主の立場でできる改善は？

ドライバーの運転時間に限度があったの？

こんな困りごとなど、ご相談ください！

荷待ち時間の削減、どう進めればいいのか？

トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター  
ご相談は専用 Web サイトの専用フォームからフリーダイヤルから  
ご利用可能：9:00～17:00（※日、土日祝、12/29～1/3）  
フリーダイヤル 0120-763-420 西日本 0120-625-109

**相談無料**

ご相談方法は……

① ポータルサイト 相談専用ページから  
役立つサポート情報も！

② フリーダイヤル  
東日本 0120-763-420  
西日本 0120-625-109  
※ご利用時間：9～17時（12-13時は休線）  
休日・土日祝、12/29～1/3

もっと詳しく相談したい！

オンライン相談  
詳しいご相談を職場からお気軽に！

コンサルタントの訪問  
労務管理・物流改善の専門家がお伺いします！

トラック運転者の長時間労働の改善に向けた情報は下記専用ポータルサイトへ  
トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

ポータルサイトでは、こんな情報を掲載しています

「仕事を覚えてみよう 臨場自己診断」  
問題点・解決策・メリットを確認できる再発防止の続きまでトラック運送事業者の働き方に向けた自己診断ツール

「サクと解決 よろず相談」  
トラック運転者の長時間労働に関するFAQ集

「情報いろいろ宝箱」  
トラック運転者の長時間労働を改善するための動画教材や、労働時間、休憩・休憩時間、タイムラインなどのツール集

「統計からみるトラック運転者の仕事」「動画で見るトラック運転者の仕事」「トラック運転者の生の声」  
さまざまな視点から、トラック運転者の仕事について、取りこまめた資料集

トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト  
https://driver-road.jp/kan-nhw.jp/gv/

2022.07

### 無理な輸送を強要されたら… 荷主勧告制度

荷主勧告とは

荷主勧告制度

荷主勧告

こんなときは情報提供を！

無理な輸送を強要されたら、下記へ情報提供を！

荷待ち・荷役・燃料価格上昇などに際する輸送実態把握のための意見等の募集窓口

方法① サファークールの検索窓に下記の文字を入力して検索！

荷待ち・荷役・燃料価格上昇などに際する輸送実態把握のための意見等の募集

クリックすると投稿画面が開きます

国土交通省 正取相談窓口

国土交通省 03-6223-6175 | 労働時間改善 03-286-9154 | 労働時間改善 062-228-3438  
 北陸信越運輸局 011-295-2743 | 労働時間改善 062-262-8027 | 労働時間改善 091-882-6773  
 東京運輸支局 032-951-9371 | 労働時間改善 06-6565-6444 | 労働時間改善 033-431-2328  
 関東運輸支局 046-211-2428 | 労働時間改善 095-483-1104 | 労働時間改善 096-866-1636

### ドライバーの命と大切な荷物を守るために！

#### 異常気象時は運行中止も視野に…

台風等による異常気象時における危険な運行により、近年、近郊トラックの運転事故が増加するなど、トラック運送事業の運行に支障をきたす事故が数発発生しております。

台風等による異常気象が発生する場合には、あらかじめ示された「異常気象時における運転の留意点」を基に、警報・発令等とも連携を取りつつ、ドライバーの命と大切な荷物を守るための行動に切り替えましょう。

なお、安全な輸送を行うことができないと判断したにもかかわらず、荷主に輸送を強要された場合、国土交通省のホームページに設置する「異常気象時の働き方」や、重要10の地方協会の又運輸支局長等による通報する手段が設けられています。

#### 異常気象時における措置の目安

気象状況	風の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安*
陣雨時	20～30mm/h	ワイパーを速くしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じるべき
	30～50mm/h	車道が滑り、車上と路面の間に水が溜りブレーキが効かなくなる（ハイドラピンキング現象）	輸送を中止することも検討するべき
	60mm/h以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない
暴風時	10～15m/s	道路の吹きさらしの現象が発生する可能性があります。暴風時では視界に支障をきたす恐れがあります	輸送の安全を確保するための措置を講じるべき
	15～20m/s	暴風時中は、視界に支障をきたす恐れがあります	輸送を中止することも検討するべき
	20～30m/s	激風の速度で走行するが困難になる	輸送を中止することは適切ではない
降雪時	30mm以上	走行中のトラックが横転する	輸送を中止することは適切ではない
降雪時		大雪注意報が発令されているときは必要な措置を講じるべき	
降雪時		積雪が積ね20cm以下であるときは輸送を中止することも検討するべき	
雪害発生時		輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき	

\* 輸送を中止し、安全な輸送を行うには、国土交通省のホームページに掲載されている「異常気象時における運転の留意点」を基に、警報・発令等とも連携を取りつつ、ドライバーの命と大切な荷物を守るための行動に切り替えましょう。

国土交通省 | JTJ 全国トラック協会 | 全国貨物自動車運送不正化事業実施機関



